

【取組の概要】

住民の安否確認をはじめ、復旧・復興に取り組むためには、地方公共団体が保有する貴重なデータを災害によって喪失するようなことがあってはなりません。東日本大震災では、庁舎の倒壊や津波で貴重なデータが破損・流出し、罹災証明書の発行を含む行政サービスに大きな支障が生じました。

そのため、各種データのバックアップ機能の確保を図るなど、貴重なデータを保護するしくみをつくる必要があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・データの確実な管理を行うための基本的条件は、庁舎自体が被災しないこと（浸水想定区域外に立地、耐震性確保）です。そのような施設がない場合には、市町村合併で余裕のある施設等をバックアップ施設とすることも考えられます。
- ・各種のデータのバックアップは、セキュリティや個人情報保護に配慮しながら、民間事業者へ委託することも一つの手段と考えられます。
- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災された市町村での教訓を受け、多くの地方公共団体が保有する電子データを遠隔地へバックアップ（複製作成）するシステムを導入しています。遠隔地にある施設は津波被害の可能性がなく耐震性に優れているので、震災で本庁舎が壊滅的な被害を受けた場合でも電子データを保全することができます。
- ・総務省では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害に強い電子自治体」をつくるため、ICTの事前の備えにより応急業務の円滑な遂行を確保するため、ICT部門のBCP（業務継続計画）策定を推進しています。

◆参考資料

- ・地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（総務省、平成 20 年 8 月）
- ・災害に強い電子自治体に関する研究会報告書（総務省、平成 25 年 5 月）
- ・地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）初動版サンプル（総務省、平成 25 年 5 月）